

苫小牧市野球専門部会規約類集

規 約
運 営 内 規
大 会 運 営 規 則
審 判 部 会 運 営 規 則
審 判 部 会 運 営 内 規



苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会
(令和8年3月21日改訂版)

苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会

規 約

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部会は、苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会（以下「野球部会」という。）と称する。

第2条 野球部会の事務局は、事務局長宅に置くものとする。

第2章 目的及び事業

第3条 野球部会は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を通じて学童の健全なる育成を図ると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 野球部会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 全市的な野球大会の主催、共催及び後援。
- (2) 学童野球の普及発展、ならびに技術の向上に関する指導研究。
- (3) 野球部会審判部への協力。
- (4) 機関誌その他、必要な刊行物の発行。
- (5) その他、野球部会の目的達成に必要な事項。

第3章 組織及び構成

第5条 野球部会は、加盟登録した団体（以下チームという。）及び野球部会の目的及び事業に賛同する個人（以下個人会員という）を持って構成する。チームは次の条件を具備しなければならない。

- (1) 苫小牧市スポーツ少年団に登録された単位団であること。
- (2) 市内及び白老町在住の学童で構成されたものであること。
- (3) 育成母集団を有すること。

第6条 チームは、原則として選手10名以上と20歳以上の成人指導者2名以上かつスポーツ少年団の理念を学んだ指導者2名以上で構成され、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第7条 野球部会は、第5条のチーム及び個人会員をもって組織し、会計部・総務部・事業部を設置する。

第8条 野球部会は、苫小牧市スポーツ少年団の指導及び苫小牧軟式野球連盟の助言をもとに相互の親密な連絡調整を図らなければならない。

第4章 加盟及び脱会

第9条 野球部会に、新たに加盟を希望するチームは、所定の申込書を毎年2月末日までに提出し役員会にて審査のうえ監督会議の承認を得るものとする。やむなく、脱会を希望する時は、脱会届を提出し役員会の承認を得ること。

第10条 チームは、登録事項に変更が生じた時はすみやかに届け出なければならない。

第11条 野球部会に加盟するチームの指導者が次の各号に該当する時はスポーツ少年団本部又は野球部会役員会で審査の上処分を行うことがある。

- (1) 第6条に定める条項を具備しないとき
- (2) スポーツ少年団の活動趣旨に反し健全な青少年の育成の妨げになると思われたとき。
- (3) 野球部会で実施する各種の事業に非協力的なチーム。不参加が続き、参加する意志がみられないとき。

第5章 役員

第12条 野球部会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|---------|-----|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 会 長 代 行 | 1 名 |
| (3) | 副 会 長 | 若干名 |
| (4) | 事 業 統 括 | 1 名 |
| (5) | 事 務 局 長 | 1 名 |
| | // 次 長 | 若干名 |

- (6) 会 計 部 長 1 名
// 副部長 若干名
- (7) 総 務 部 長 1 名
// 副部長 若干名
- (8) 事 業 部 長 1 名
// 副部長 若干名
- (9) 審 判 部 長 1 名
// 副部長 若干名
- (10) 会 計 監 査 2 名

第13条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、野球部会を代表し会務を統括する。
- (2) 会長代行は、会長が不在の時はその職務を代行する。
- (3) 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、不在の時はその職務を代行する。
- (4) 事業統括は、会が実施する事業全体を指揮統括する。
- (5) 事務局長は、会長の命を受け野球部会の会務を掌理し、会務に従事する。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐し会務に従事する。
- (7) 各部長及び副部長は、野球部会の各担当事業を円滑に遂行し、会務に従事する。
- (8) 監査は、会計を監査する。

第14条 役員の任期は2年とし、総会において選出する。但し、再任は妨げない。

役員に欠員が生じた時は補充することができる 任期は前任者の残任期間とする。

第6章 名誉会長、最高顧問、相談役及び顧問

第15条 野球部会に、名誉会長、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

第16条 名誉会長、最高顧問は、役員会の推挙により会長が承認する。

第17条 相談役及び顧問は、野球部会に特に功労があったものを監督会議の推挙により役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ意見を具申する。

第7章 審判部会

第18条 野球部会に、野球試合の審判と大会運営の円滑化を目的とし、審判部会（以下「審判部」という。）を設置する。

2 審判部に審判部長及び審判副部長を置く。

(1) 審判部長及び審判部副部長は、審判部を代表し野球部会の役員となる。

第19条 審判部構成員（以下「審判員」という。）は、第5条に定める個人会員として、第3条の目的を達成するため、第4条に定める野球部会の事業に参加する。

第20条 審判部運営に関する次に掲げる事項は、審判部で別に定めるものとするが、役員会の承認を必要とする。

- (1) 審判部組織運営に関すること。
- (2) 審判部会計に関すること。
- (3) 審判料に関すること。
- (4) 審判員被服貸与に関すること。

第8章 会 議

第21条 野球部会の会議は、総会、役員会及び監督会議とする。

第22条 総会は、野球部会の最高議決機関とし、会計年度終了後2カ月以内開催する。

2 総会は、会長が招集する。また、議長は会長より指名されたものがその任にあたる。

3 総会は、チーム及び個人会員の総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。また出席できない会員は委任状を行使する事ができる。

4 総会は、会長が必要と認めるとき、またはチーム及び個人会員の総数の3分の2以上の要請があった時は臨時に招集することができる。

第23条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 収支予算及び収支決算に関する事項。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項。
- (3) 野球部会規約の改廃に関する事項。
- (4) その他事業遂行上必要と認められる事項。

第24条 役員会は、役員の3分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。また、役員会にやむを得ない理由で出席できない場合は、他の役員に代理委任することができる。

第25条 緊急を要する事項が発生し、総会に諮る時間的余裕がないときは、会長の承認を得て役員会、または監督会議で代理することができる。この場合には、総会に報告し承認を得なければならない。

第26条 監督会議は、大会前1週間前後、または会長が必要と認めたときに開催する。

2 監督会議は、全チームの出席がなければ開会する事ができない。また、監督会議にやむを得ない理由で出席できない場合は、チーム指導者もしくは育成母集団からの代理委任することができる。

第27条 すべての会議の議事は、出席者数の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第9章 会 計

第28条 野球部会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 負担金
- (2) 交付金及び補助金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

第29条 野球部会のチームは、負担金を毎年納めなければならない。負担金の額は総会において決定する。ただし、前年と同額のときは決定の必要はない。

第30条 野球部会の会計年度は、毎年3月1日に始まり2月末日をもって終わる。会計は一般会計・特別会計及び審判部会計とする。

第31条 会計監査は毎年1回以上監査を行いその結果を総会に報告しなければならない。

第10章 表彰規程

第32条 野球部会に、功績のあった団体、個人、チームに対して、別に定める表彰規程により表彰できる。

第11章 慶弔規程

第33条 野球部会の、慶弔規程は別に定める。

第12章 旅費規程

第34条 野球部会の、旅費規程は別に定める。

第13章 附 則

第35条 野球部会の運営については本規約によるほか必要な事項については、運営内規、大会規則等において、役員会、監督会議で別に定める事ができる。

第36条 この規則は昭和58年3月27日より施行する。

- 平成13年4月8日一部改正する。
- 平成15年4月6日一部改正する。
- 平成18年4月2日一部改正する。
- 平成31年3月17日一部改正する。
- 令和4年3月26日一部改正する。
- 令和7年3月22日一部改正する。

苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会

運 営 内 規

(総 則)

第1条 苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会規約（以下「規約」という）の施行について、規約第10章第35条により、苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会運営内規（以下「内規」という）を定める。

(用 語)

第2条 この内規に用いる用語は、規約を準用する。

(体 系)

第3条 規約、運営内規、大会運営規則等の体系は、次のとおりとする。

- (1) 規約、野球部会運営に関する基本事項について定める。
- (2) 運営内規、規約の解釈及び運営上必要な細部について定める。
- (3) 大会運営規則、大会運営上必要な細部について定める。

(部会登録)

第4条 野球部会に所属するチームは、所定の様式により毎年4月末日までに指導者、育成母集団役員、団員の登録申請を行わなければならない。事務局は、申請により部会登録名簿を作成する。また、登録の追加及び抹消については、速やかに所定の様式により事務局に提出しなければならない。

- 2 登録にあたっては、次の事項に十分注意すること。
 - (1) 隣接するほかの団との取り決めを守ること。特に、地域割り、学校区割り等以前より引き継がれてきた取り決め等をよく確認し、入団を許可する時は、トラブルが発生しないように細心の注意を払うこと。
 - (2) 団員が転居の場合は、元のチームに所属するか転居先のチームに所属するか当該団員の意志により決定する。その場合、チーム間で調整するものとする。
 - (3) 団員の移籍について、第4条2項(1)に該当したものに關しては一度まで認めるが、二度目以降の場合は役員会にて当該チームのヒアリングを行い、内容によっては役員会の決定により処分を受けることがある。
 - (4) 部会登録名簿は全チームに公開する事を原則とし、重複登録がなされたときは役員会が調査をする。不正が認められた場合、役員会の決定により処分を受けることがある。
 - (5) 部会登録名簿公開後、トラブルが発生した時は役員会がこれを処理する。又その経過と処置については監督会議で報告するものとする。

(大会出場登録)

第5条 チームは、野球部会の主催、共催及び主管する野球大会に出場する際には所定の様式により、大会出場登録を事務局に提出しなければならない。

- 2 大会出場登録にあたっては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 部会登録後に変更がある場合、大会初日1週間前までに提出する。
 - (2) 部会登録された者から、引率チーム責任者、監督、コーチ2名、マネージャー1名、スコアラー1名、選手10名以上25名以内とする。
 - (3) 大会参加費は、指定の口座に指定された日までに納めることとする。
- 3 大会出場登録された監督以外が試合においてチームの指揮を取る場合は、試合開始前までに大会本部もしくは主審に届け出るものとし、メンバー表に代行の旨を記すこととする。
- 4 背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将10番、選手は0番から99番までとする。
- 5 部会登録チームが、諸事情により合同参加を希望する場合は、チーム同士で十分協議し該当する大会の2か月前までに、事務局に申し出るとともに、合同チームとしての登録用紙を提出する。
 - (1) 合同参加の承認は、監督会議において協議し、役員会で承認許可する。
 - (2) 諸事情とは、一般的に単独チームでは参加できない場合とし、単独チームで参

加できるチーム同士の合同は原則認めない。

(大会抽選会)

第6条 大会参加申し込みは、監督会議当日の開会時間をもって締め切る。抽選会は、監督会議に出席した者で行い、選手の出席は認めないものとする。

(大会出場)

- 第7条 チームは、野球部会の主催、共催及び主管する大会の出場を最優先することとする。
- 2 全道大会等代表権を得たチームは、その大会日程が野球部会の主催、共催及び主管する大会と重複する場合は、出場資格については、日程等を考慮し監督会議において協議し決定する。
 - 3 他団体にて参加した大会で勝ち上がり、どうしても調整がつかず、試合日程が野球部会の主催、共催及び主管する大会と重複する場合は、監督会議で了承が得られた場合のみ試合開始時間の調整を行う。
 - 4 商業資本に乗り、営利を目的とした大会に出場することを禁止する。

(団主催大会)

- 第8条 団独自で主催する大会については、所定の様式により届け出するものとする。野球部会の規約、運営内規、大会規則等を厳守し、野球部会の品位を損ねることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2 審判部への審判員要請・調整等は当該チームと審判部にて行う。

(表彰規定)

- 第9条 規約第10章第12条により、野球部会の発展に尽くした役員、審判、指導者、母集団役員らの労を讃えて表彰するものとする。
- (1) 活動年数が、連続又は通算5年、10年、15年、20年に分けて表彰する。
 - (2) 各団の申告によるものとし、所定の様式により推薦すること。
 - (3) 役員会で審議決定し、納会時に表彰する。
- 2 規約第10章第12条により、野球部会に特に功績があった団体、個人及びチームに対し表彰するものとする。
 - (1) 役員会で審議決定し、会長の承認を得て随時表彰する。

(慶弔規程)

- 第10条 規約第11章第32条により、慶弔規定を次のとおり定める。
- 第11条 役員、個人会員、チーム代表、監督及び審判部員が結婚した場合には、結婚祝金として10,000円を贈呈する。
- 第12条 役員、チーム代表者、監督、審判部員の家族が死亡した場合は、生花、弔慰金10,000円を贈呈する。
- 第13条 役員、個人会員、チーム代表者、監督及び審判部員が死亡した場合には、生花、弔電及び弔慰金20,000円を贈呈する。
- 第14条 その他、会長が必要と認めたとき。

(旅費規程)

- 第15条 規約第12章第34条により、野球部会の役員、指導者及び審判員が会長の命令により出張する時は旅費を次のとおり支給する。
- 2 出張旅費とは、鉄道(船、航空)賃もしくは車賃、宿泊料及び日当(食事代を含む)をいう。
- 第16条 支給額は、次のとおりとする。
- (1) 鉄道(船、航空)賃は、実態支給とする。
 - (2) 車賃は、札幌市・室蘭市にあっては一律5,000円とする。その他、1キロメートル当たり30円を基準として支給する。
 - (3) 宿泊料は、一律10,000円(道外15,000円)支給とする。
 - (4) 日当は、1日あたり2,500円(道外5,000円)とする。
 - (5) 懇親会等がもたれる場合は、事前に会費を支給する。事前に案内がない場合は、領収書をもって事後精算する。

第17条 出張は、公共交通機関を利用することを最優先とし、やむを得ず他の手段とする場合はこれを認めるものとする。

第18条 出張時の、万が一の事故等における損害賠償責任については野球部会に問わないものと

する。

第19条 その他、必要があれば役員会にて決定し会長の承認を得るものとする。

(罰 則)

第20条 部会規約、運営内規、大会規則等に一方的に無視したチーム、指導者及び選手に対しては、役員会で調査・審議した上で、下記の処分を役員会の決定により受けるものとする。

(1) 厳重注意

(2) 大会出場停止

(3) その他

(附 則)

第21条 本運営内規の改正は、総会・役員会及び監督会議の議決をもって承認される。

本運営内規は昭和58年4月29日から実施する。

本運営内規は平成2年3月18日一部改正する。

本運営内規は平成3年3月17日一部改正する。

本運営内規は平成5年4月4日一部改正する。

本運営内規は平成13年4月8日一部改正する。

本運営内規は平成15年4月6日一部改正する。

本運営内規は平成18年4月2日一部改正する。

本運営内規は平成22年3月7日一部改正する。

本運営内規は平成28年4月1日一部改正する。

本運営内規は平成31年3月17日一部改正する

本運営内規は令和4年3月26日一部改正する。

本運営内規は令和7年3月22日一部改正する。

本運営内規は令和8年3月21日一部改正する。

苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会

大会運営規則

(目的)

第1条 本規則は、苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会が大会運営にかかわる規則として定める。

(適用)

第2条 大会は、軟式野球連盟公認規則、細則、内規、各規約、及び当規則にもとづいて行う。

(試合)

第3条 試合は6回戦とし、1試合計画時間を1時間30分として設定する。但し、大会運営上で変更することがある。

第4条 正式試合は、4回を終了した時点で成立するものとし、得点差によるコールドゲームを採用する。

4回以前で、暗黒降雨などで中止の時は、翌開催日に継続試合とする。

第5条 コールドゲームの採用は、次のとおりとして成立するものとする。

(1) 3回 10点差がついたもの。

(2) 4回以降 7点差がついたもの。

第6条 正式試合終了時で同点の時は、引き続き特別延長戦を最長2回行い、完了しても決着がつかない時は、抽選で勝敗を決定する。また、1時間20分を経過した時は、新しいイニングに入らず、均等回をもって勝敗を決定する。決勝戦であっても、同様の取り扱いとする。

第7条 試合中の選手のケガの取り扱いについてはプレーが継続できるように最善を尽くすこと。時間を限定された試合において、ケガの処置に要した時間は、その選手が、試合を継続することが出来たか否かを問わず試合時間から除外するものとする。

(特別延長戦)

第8条 特別延長戦とは、継続打順で、前回の最終打者を1塁走者、その前の打者を2塁走者、すなわち、無死1、2塁として開始し、得点の多いチームを勝ちとする。勝敗が決しない場合は、さらに継続打順でこれを繰り返し、最長2回行う。通常の延長戦と同様規則によって認められる選手の交代は許される。抽選方法は、日本軟式野球連盟特別規則に準ずる。

(試合集合時間)

第9条 各チームは、試合計画時間の30分前までに会場に集合し、前の試合終了時メンバー表4部にカナ振りのうえ、控え審判・大会役員・会場責任者に主将が持参すること。攻守決定に立ち会う者は注意事項等があれば与えること。

(大会運営)

第10条 大会運営が、円滑かつ円満に実施されるよう、また各チームの意識及び責任感高揚のために、次のとおりとする。

(1) 各大会の会場を担当する審判部副部長を、大会役員とする。

(2) 各大会の会場に会場責任者を、各チームから割り当てる。

(3) 大会会場の設営については、使用グラウンドのホームチームの協力を得て設営する。この場合、グラウンド維持費として使用回数に応じて支払うものとする。支払額については、役員会で決定する。

第11条 会場責任者は大会役員に協力し、試合が円滑に行われるように努めなければならない。

(1) 会場責任者は、大会役員が不在のときは代行を努め、不意に発生したトラブルなどに審判員の諮問に応じ協議に加わる。

(2) 試合終了後、本部に試合結果を報告し、次の責任者に引き継ぎ任務を終了する。

(3) 会場責任者は、原則としてチーム指導者から出すこととする。

第12条 スコアード担当(1塁側チーム)、放送担当(3塁側チーム)は、責任を持って任務をはたすこと。

第13条 公園グラウンドを使用する場合、ベンチ前に1メートルのラインを引くこととする。また、父母席を設けても良いこととする。

第14条 審判部に審判協力をする場合は、原則として指導者及び審判講習を受けた者から出すこととする。

(試合上の注意)

第15条 プレーヤーズベンチは、組合せ番号が若い方を一塁側とする。ただし、ダブルヘッダーの場合、両チームの同意があればこの規則に捉われない。

第16条 試合開始5分前には、選手をベンチ前に整列させ、審判員の入場を待つものとする。

第17条 選手は、試合開始及び終了後、相手ベンチ及び本部席へ挨拶に行かないものとする。

第18条 選手は、審判員から新しいボールを受け取る時、脱帽しないものとする。

第19条 寒気が強い場合は、コーチャーボックスの選手は、グラウンドコート着ることを認める。

第20条 アピールは、監督と当該プレーヤーのみとする。

第21条 監督がベンチを離れるときは、直接アピールする時と選手の交代を告げる時である。

第22条 試合中のメガホンの使用は、監督もしくはコーチの一人だけが使用することができる。

第23条 ボークについては、審判員がはっきりルールを違反したと判定したのものについては1度目から。ボーク指導が必要と認めたものについては指導後再び行われた違反についてはボークを取るものとする。ただし、上位大会につながる大会においては、指導はせずにボークを取るものとする。

第24条 監督及びコーチ2名は、原則として同一のユニフォームを着用すること。

第25条 監督代行が、指揮をとる取る場合は、運営内規第5条の要件を満たすこととし、メンバー表には代行及び背番号を記入すること。

第26条 監督代行が、指揮を取っている時の試合中には、他の者とは交代できない。監督は、途中でベンチに入ることができるものとする。

第27条 監督は、ベンチを出るときはグラウンドコートを脱ぐこと。

第28条 ベンチ入りする監督及びコーチ2名以外の引率責任者、スコアラー、マネージャーはチームの帽子をかぶるものとする。全6名以外のベンチ入りは認めない。

第29条 ベンチ入をしている全指導者は、ベンチを離れてタバコを吸うことを禁止する。

第30条 試合会場に応援旗を立てるときは、旗が場内に入り込んでプレーの邪魔にならないよう風向き等十分に注意すること。

(試合上のマナー)

第31条 試合中の汚いヤジを禁止する。声援は自軍の選手に対しておこない、相手チームの個人にヤジを集中してはならない。

第32条 各チーム指導者は、自軍の育成母集団の応援に責任を持つこと。応援は特定の選手や審判員を攻撃するものであってはならない。

第33条 試合中のビデオ、写真撮影については、チームや各家庭で楽しむもののみ撮影を許可するが、バックネット裏にて試合進行の妨げにならないよう十分に配慮すること。撮影した画像を用いた判定に対する抗議等、決して行ってはならない。

(規則改正)

第34条 大会運営規則改正は、役員会もしくは監督会議の議決をもって承認される。

本大会運営規則は平成21年4月1日一部改正する。

本大会運営規則は平成28年4月1日一部改正する。

本大会運営規則は令和4年3月26日一部改正する。

本大会運営規則は令和6年3月23日一部改正する。

本大会運営規則は令和7年3月22日一部改正する。

本大会運営規則は令和8年3月21日一部改正する。

苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会

審判部会運営規則

第1章 名称及び事務局

第1条 この部会は、苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会審判部会（以下「審判部」という。）と称する。

第2条 審判部の事務局は、審判部総務担当宅に置くものとする。

第2章 目的及び事業

第3条 審判部は、苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会（以下「野球部会」という。）の要請のもと少年野球大会の試合を円滑にすること、及び学童に規則正しい野球技術を養わせることを目的とする。

第4条 審判部は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 審判技術の向上に関する指導研究
- (2) 審判技術の普及発展に関する指導研究
- (3) 指導者の資質向上に関する指導研究
- (4) 学童野球の技術向上に関する指導研究

第3章 組織及び構成

第5条 審判部は、野球部会の傘下として組織する。

2 審判部は、市内もしくは近郊に居住又は勤務する成人で構成する。

第4章 役員

第6条 審判部に次の役員を置く。

- (1) 審判部長 1名
- (2) 審判副部長 若干名
(総務担当)
(技術担当)
(規則担当)
(会計担当)
- (3) 会計監査（野球部会会計監査兼任）

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 審判部長は審判部を代表し部務を統括する。
- (2) 審判副部長は、審判部長を補佐し事故ある時はその職務を代行する。
 - ①審判副部長（総務担当）は、審判部運営を行う。
 - ②審判副部長（技術担当）は、審判技術の資質向上を図るため各種事業の企画立案を行う。
 - ③審判副部長（規則担当）は、指導者へ規則の啓蒙および普及に努める。
 - ④審判副部長（会計担当）は、審判部の会計を掌る。
- (3) 会計監査は、野球部会会計監査が兼任し審判部会計を監査する。

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第9条 審判部の会議開催は、審判部役員会及び審判部会議とする。

第10条 会議は、必要に応じ審判部長が召集する。

第11条 会議の議事は、出席者数の過半数をもって決する。可否同数のときは審判部長がこれを決する。

第9章 会 計

第12条 審判部の運営に係わる経費は、野球部会運営内規に定めるほかは、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 野球部会助成金
- (2) 交付金及び補助金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

第13条 会計年度は、毎年3月1日に始まり2月末日をもって終わる。

第14条 会計監査は毎年1回以上監査を行いその結果を野球部会総会に報告しなければならない。

第10章 附 則

第15条 審判部会の運営については本規則によるほか必要な事項については、審判部会運営内規で別に定める事ができる。

第16条 この規則は平成22年4月1日より施行する。

苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会

審判部会運営内規

(総 則)

第1条 苫小牧市スポーツ少年団野球専門部会審判部会規則（以下「規則」という）の施行について、規則第10章第15条により、運営内規（以下「内規」という）を定める。

(用 語)

第2条 この内規に用いる用語は、規則を準用する。

(体 系)

第3条 運営規則、運営内規の体系は、次のとおりとする。

(1) 運営規則、審判部運営に関する基本事項について定める。

(2) 運営内規、規則の解釈及び運営上必要な細部について定める。また、一般に公布するのに適しないものについて定める。

(審判員登録)

第4条 野球部会審判部会審判員は、登録申請を行わなければならない。審判副部長（総務担当）は、申請により審判員登録名簿を作成する。

(大会派遣)

第5条 大会に派遣する審判員を次のとおり定める。

(1) 部会の主催、共催および主管する公式大会は、副部長の下に4ブロックに編成する。

(2) 道連盟および胆振支部の派遣は、審判部長の指名により参加するものとする。

(3) 部会登録チームが主催する大会の審判派遣は、審判部長が割り振りする。

(4) その他の審判派遣については、審判部長の承認を得るものとする。

(審判料)

第6条 大会審判料を次のとおり定める。

(1) 審判料は、道連盟および胆振支部の審判料に準ずる。

2 審判料については、部会長がこれを定める。

(被服貸与)

第7条 審判被服の貸与については、被服貸与規定を別に定める。

(附 則)

第8条 本運営内規の改正は、審判部会議・役員会の議決、および野球部会役員会の承認が必要とする。

本運営内規は平成22年4月1日から実施する。